

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（案）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（案）について」に対する御意見募集の結果について

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（案）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（案）について、平成 30 年 1 月 16 日（火）から平成 30 年 2 月 14 日（水）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。（そのうち、今回の意見募集と関係がない御意見が 1 件）。

お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する当省の考え方について、別紙のとおり御報告いたします。

今回の意見募集に当たり、皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

No	意見内容	御意見に対する考え方
1	本改正に賛成である。 特に問題無いのではないかと思われた。	ご賛同の御意見として、承ります。